

茨城県リハビリテーション専門職派遣事業実施要綱

1. 目的

この要綱は、リハビリテーション専門職派遣の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2. 実施主体

実施主体は、茨城県とする。ただし、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる実施機関に委託できるものとする。

3. 対象

派遣先の対象は市町村および市町村社会福祉協議会、介護サービス事業所等とする。(以下「市町村等」とする)

4. 実施方法等

以下の内容を含む市町村等への派遣において技術的な助言を行う。

- (1) 「地域ケア会議」「サービス担当者会議」…定期的に関与することにより、自立支援のプロセスを参加者全員で共有し、個々人の介護予防ケアマネジメント力の向上につなげる。
- (2) 「住民運営の通いの場」…定期的に関与することにより、要介護状態になっても参加し続けることのできる通いの場を身近な地域に展開する。
- (3) 「訪問・通所介護」…定期的に関与することにより、介護職員等への助言を実施することで自立支援に資する取組を促す。

5. 講師

市町村等に派遣する講師は、一般社団法人茨城県リハビリテーション専門職協会に属する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士とし、原則、協会から各市町村担当として任命を受けた者とする。但し、任命を受けた者が派遣に応じられない場合はこの限りではない。

6. 事業実施上の留意点

- (1) 派遣においては、地域における介護予防の取組機能の強化を図るための技術的助言を実施すること。
- (2) 派遣の実施にあたっては、開催日時、開催場所、参加人数等の規模等の設定について、当該講師の派遣が可能となるよう市町村等と調整を図ること。

7. 委託に係る留意事項

- (1) 本事業の実施を実施機関に委託する場合の要件は次のとおりとする。
 - ・市町村等への派遣に際し、円滑な派遣調整が確実に行われると見込まれること。
 - ・会計帳簿、決算書類等の整備及び適正な経理処理が行われると見込まれること。
- (2) 派遣の委託を受ける者は、当該派遣の実施状況等に関する報告を確実に把握し、保存すること。
- (3) 派遣の委託を受ける者は、当該派遣等において知り得た個人の秘密の保持について、厳格に行うとともに、当該派遣関係者等も秘密の保持について十分に留意するよう指導

すること。

8. 派遣報告書の作成

- (1) 講師は、市町村等からの依頼を受けた派遣について、リハビリテーション専門職派遣報告書（日報）【別添1】を作成し、すみやかに実施機関に提出するものとする。
- (2) 実施機関は、提出されたリハビリテーション専門職派遣報告書（日報）【別添1】を集計して、リハビリテーション専門職派遣報告書（月報）【別添2】を作成の上、保管・管理する。

付則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

【別添1】

平成 年 月 日

リハビリテーション専門職派遣報告書（日報）

（実施機関名・代表者名）

殿

リハビリテーション専門職派遣については、以下のとおりです。

派遣日時	平成 年 月 日（曜日） 午前 ・ 午後 時 分 ～ 時 分
派遣場所	
派遣依頼者 （担当者）	
派遣者名	(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士) (理学療法士・作業療法士・言語聴覚士) 名 (理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)
派遣種別 （該当する□をチェック）	<input type="checkbox"/> 地域ケア会議への参加 <input type="checkbox"/> サービス調整会議への参加 <input type="checkbox"/> 住民運営の通いの場への参加 (※事業名) <input type="checkbox"/> 訪問・通所 <input type="checkbox"/> その他 ()
派遣内容及び派遣の感想	

上記のとおり報告いたします。

（派遣従事者名）

氏名 _____ 印

氏名 _____ 印

氏名 _____ 印

【別添2】

平成 年 月 日

リハビリテーション専門職派遣報告書（月報）

【 月分】

派遣回数及び時間	回／月 時間／月
派遣場所	
派遣人数	人／月 【内訳】 (理学療法士 人 作業療法士 人 言語聴覚士 人)
実施回数	地域ケア会議への参加 (回) サービス調整会議への参加 (回) 住民運営の通いの場への参加 (回) 訪問・通所 (回) その他 (回) 合計回数 回
派遣依頼件数	市町村 () 社会福祉協議会 () 介護サービス事業所 () その他 () 合計件数 件
派遣における 課題等	